

甲賀市議会



20年のあゆみと
議会改革に関する

議会白書

写真は信楽焼の窯（信楽町観光協会提供）

甲賀市の概要

甲賀市(こうかし)は、平成16年10月1日に旧水口町(みなくちちょう)、旧土山町(つちやまちょう)、旧甲賀町(こうかちょう)、旧甲南町(こうなんちょう)および旧信楽町(しがらきちょう)の5町が合併して誕生しました。

滋賀県東南部に位置する本市は、東西43.8km、南北26.8km、総面積481.62km²であり、県面積の約12%を占めるまちです。東に鈴鹿山系を望む丘陵地で、野洲(やす)川、杣(そま)川、大戸(だいど)川沿いに平地が広がり、琵琶湖の水源涵養や水質保全に重要な役割を担っています。

歴史を遡ると、全国的に知名度の高い甲賀忍者のモデルとなった「甲賀(こうか)衆(しゅう)」ゆかりの日本遺産のほか、奈良時代に聖武天皇によって大仏造営の地に選ばれた紫(し)香(が)楽宮(らきのみや)の史跡や、中世にこの地を治めた水口(みなくち)岡山(おかやま)城(じょう)といった国指定史跡を含む重要な史跡が点在しています。

一方で、本市は東西に新名神高速道路、国道1号、南北に国道307号が通過する広域交通の要衝であり、3つのインターチェンジを中心とする大都市圏へのアクセス性の良さと「日本遺産 信楽焼」や「甲賀の置き薬」などのものづくりの長い歴史を背景に立地が進んだ工業では、製造品出荷額で長年県内トップを誇っています。

近年は令和4年に重要物流道路に指定された名神名阪連絡道路の整備、リニア中央新幹線の開業など、将来ますますの発展が期待される中、アフターコロナ時代の課題に挑むまちづくりを進めています。

市の花・木・鳥

甲賀市の花・木・鳥はそれぞれ、ササユリ、スギ、カワセミと制定しています。



ササユリ



スギ



カワセミ



甲賀市議会議長

田中 將之

より開かれた甲賀市議会へ

初めての「議会白書」作成にあたって

本市誕生から20年の節目にあたり、甲賀市議会では、これまで進めてきました議会改革の歩みを振り返り、体系的に整理・記録するため、本白書を刊行する運びとなりました。

地方分権の進展や社会課題の複雑化に伴い、議会に求められる役割は大きく変化してまいりました。甲賀市議会では、議会基本条例の制定を基礎に、常任委員会制度の見直し、広報・広聴活動の充実、ICT化の推進、政策提案機能の強化、さらには市民参加の促進など、多角的な改革に継続して取り組んできました。

これらの取組は、市民の負託に応える議会としての責務を果たすとともに、自治体ガバナンスの一翼を担う存在として、議会自らが不断に変革し続ける姿勢を示すものであります。

本白書は、こうした取組の経緯や成果、直面した課題を明らかにしつつ、今後の議会の方向性を展望するものです。あわせて、自治の主体である市民の皆様と、これからのかづくりと議会の在り方を共有・熟考していく契機となることを願っています。

これからも私たちは「市民とともに歩む議会」の実現に向けて、改革と創意工夫を重ねてまいります。



甲賀市長

岩永 裕貴

甲賀市議会20年のあゆみと議会改革に関する白書の発刊を祝して

「甲賀市議会20年のあゆみと議会改革に関する白書」が発刊されましたこと、心からお慶び申し上げます。

20年という大きな節目を迎えることができたのも、歴代の正副議長様をはじめ、市議会議員の皆様のご協力と、市民の皆様のご支援の賜物であります。この間、市議会におかれましては、市民生活の向上と地域発展に向けて、不斷のご議論と多大なるご尽力を賜り、本市の歩みを力強く支えていただきましたことに、深く敬意を表すとともに、厚く感謝申し上げます。

今日、私たちを取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、自然災害への備え、持続可能な地域経営など、多くの課題に直面しております。

議会と行政が互いの役割を尊重しながら、共に20年先の甲賀市の未来を見据え、知恵を出し合い、市民一人ひとりの声を生かしたまちづくりに向け、今後も市議会の皆様と共に手を携え、一層の緊張感をもちながら着実に市政を前に進めてまいります。

結びに、本白書が、これまでの甲賀市議会の軌跡を後世に伝え、未来に向けた新たな議会と市政のあり方を考える契機になるとともに、甲賀市議会のさらなる発展、並びに議員各位のご活躍をお祈り申し上げます。

甲賀市議会20年のあゆみと議会改革に関する白書

目 次

- 「白書」作成にあたって 議長…… 2 頁
- 「白書」発刊にあたって 市長…… 3 頁
- 甲賀市議会20年のあゆみ …… 5 頁
- 議会改革のあゆみ …… 17 頁
- 資料集 …… 27 頁
- ①議会基本条例
- ②議会業務継続計画
- ③議会報告会実施要項
- ④議會議員政治倫理条例
- ⑤会議規則(一般質問・代表質問・委員会代表質問)
- ⑥正副議長選挙所信表明会実施要領
- ⑦オンライン委員会運営要綱

甲賀市議会20年のあゆみ

2004(平成16)年10月1日、旧5町(水口町・土山町・甲賀町・甲南町・信楽町)が合併して「甲賀(こうか)市」が誕生しました。合併当時、旧5町の議員数は、総数82(水口20・土山15・甲賀16・甲南15・信楽16)でした。地方自治法第9条にもとづく在任特例で、議員任期1年(実質1年1か月)として、議員定数84名の甲賀市議会が誕生しました。(欠員2で実際は82名) 初代市長は中嶋武嗣氏。

2004年
(平成16年)

10月1日 甲賀市が誕生(旧5町が合併)人口95,223人。
甲賀市議会が誕生(在任特例で定数84)。



1期目 在任特例の記念写真

甲賀市議会だより 創刊号(右写真)→
82名の議員が集まる議場は、甲賀消防本部訓練室を借用。『甲賀市議会だより』は、
創刊号から広報特別委員会を設置し、議員
自らが企画・編集に携わってきました。



2005年
(平成17年)

10月に行われた市議会議員選挙は、議員定数30名。選挙は旧町単位に行われました。(水口12、土山3、甲賀4、甲南6、信楽5)。改選後の会派構成は、清風クラブ(21)、正政会(3)、公明党甲賀市議団(3)、日本共産党甲賀市議員団(3)



議場で開かれた定数30名の本会議

初代議長は信楽町出身の北村重幸さんでした。副議長は甲賀町出身の曾和政一さんでした。『こうか市議会だより』第79号(令和6年8月1日号)の企画で「甲賀市議会20周年特別企画」として、初代副議長の曾和さんと当時の橋本恒典議長との対談で、甲賀市議会誕生の時の様子が語られていますので、紹介します。

橋本恒典さん

甲賀市議会議長
(第14・17代)



甲賀市議会初代副議長

橋本 今年は甲賀市が誕生して20年。市議会も20周年。曾和さんは初代の副議長さんですね。

曾和 そうです。議長は北村重幸さん、残念ながら平成19年にお亡くなりになりました。私は副議長。五町合併で82人の議員が一堂に会しての議会です。

橋本 在任特例ですね。

曾和 正確に言うと、1年1か月の任期でした。82人ですやろ、全員が入れる議場がないので甲賀消防署の「室内訓練場」をお借りしての本会議で。(人が多くて)顔すら覚えられないくらい(笑)。

橋本 当時の議場風景が「議会だより」の創刊号に…。

曾和 そうそう、こんな感じです。会派も9つ。

橋本 代表質問も各会派が。

曾和 はい。毎議会代表質問。一般質問も多いときは30人。通告して質問する時は、まだいいんです。でも予算・決算審査は全員参加。

橋本 えっ、82人全員？

曾和 副議長の私が「委員長をや

れ」ということだったんですが、議事進行も、委員長報告をまとめるのも大変だったのを覚えてています。

橋本 「議会だより」は、当時から手作りですか。

曾和 広報特別委員会で。

橋本 その伝統は、いまも引き継いでいます。いまは広報広聴委員会として発展させて、広く市民の皆さんのお聞きする企画を。

曾和 「議会だより」は、私も楽しみに読ませもらっています。誰がどんな質問されたのかが一番の関心事です。

橋本 手づくり満載の「議会だより」は、今号で通算79号に。この間、優良賞・優秀賞など、広報紙コンクールで何度も賞をいただいて。

曾和 凄いですね。私がもうひとつ凄いと思うのは、ほぼ全員が一般質問をされていることです。多くの議員が発言すると市政の課題が多面的で多様な側面から検証することができます。

橋本 議員の大事な仕事です。

《対談の一部を抜粋させていただきました》

2005年

- ◆ 12月議会 議員提案による『非核平和都市に関する決議』を全会一致で採択。

非核平和都市宣言

平成17年12月19日制定

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。

わたくしたちは、緑豊かな自然のなかで培われてきた歴史と香り高い文化に育まれ、日々平和な生活を享受している。

この平和を恒久なものにするため、世界唯一の核被爆国の中として、全世界の人々に、被爆の恐ろしさ、苦しみを訴え、再びその惨禍を繰り返してはならない。

わたくしたち甲賀市民は、平和憲法の精神にのっとり、我が国の基本方針である核兵器を作らず、持たず、持ち込ませずという非核三原則を堅持し、あらゆる国の核兵器の廃絶を強く訴え、もって世界の恒久平和の実現をめざし、ここに「あふれる愛 甲賀市」を「非核平和都市」とする。

2006年 (平成18年)

- ◆予算特別委員会で集中審議（30名の議員が予算・決算に分かれて5日間の集中審査）。



- ◆甲賀市総合計画基本構想…9月議会で可決。
- ◆これまで甲賀ケーブルテレビによる議会中継だけでしたが、9月議会からネットで中継が見られるようになりました。生中継と録画中継も視聴可能に。滋賀県内では3番目の対応。

2007年 (平成19年)

- ◆「議会だより12号」(2007年11月1日付)が近畿市町村広報コンクール(毎日新聞社主催)で、「優良賞」に選ばされました。
- ◆総務常任委員会として「議会基本条例」を制定した三重県伊賀市議会へ視察研修(10月30日)。下写真



- ◆伊賀市議会議長と甲賀市議会議長と対談。(こうか市議会だより13号で紹介) 市として全国初の「議会基本条例」制定した経験を学ぶ。
- ◆7月31日を「甲賀市青少年活動安全誓いの日」と制定。
- ◆3月議会で「議会改革特別委員会」(委員8名)を発足。委員長に村

2008年

**2008年
(平成20年)**

山庄衛議員。※村山委員長に対するインタビューは、「議会改革」のページ参照。



議会改革で、①一問一答方式を導入(平成21年3月議会から)、②費用弁償は自宅から市役所までの実費交通費に改善、③委員会傍聴ができるよう委員会室を改修。④海外視察は当面凍結。

**2009年
(平成21年)**



2期目の議員(記念写真)

- ◆ 6月議会で、議員定数を現行の30から27に減らす条例案が提案され、賛成多数で可決。8名の議員が賛否の討論を行いました。
- ◆ 10月の市議選では、定数3減の27、全市一区で初めての選挙。
- ◆ 近畿市町村広報コンクールで「こうか市議会だより」2009年10月1日付、第20号が「奨励賞」に選ばされました。



3期目の議員(記念写真)

- ◆ 新しい議会の会派構成…定数27
清風クラブ(12)、甲政クラブ(4)、正政会(3)、公明党甲賀市議団(2)、日本共産党甲賀市議員団(4)、無所属(2)
- ◆ 「議会基本条例」策定にむけて動き出す。

**2010年
(平成22年)**

2011年

(平成23年)

◆4月から小学校区を一単位とする自治振興会が発足。

◆6月議会で、全議員で構成する地域情報化対策特別委員会設置。

2012年

(平成24年)

◆9月議会から議場のカメラが3台に。より鮮明な画像に。

◆議会基本条例の素案できる。



平成20年3月議会で設置した議会改革特別委員会では、この間22回の委員会を開催し、議会基本条例案の素案を作り上げました。

(詳細は議会改革のページ参照)

2013年

(平成25年)

◆議会基本条例案について市民説明会を開催、50名が参加。

◆3月議会 市議会史上初 手話通訳を介して一般質問



「きょうは、聴覚障害の人たちが手話通訳を介して議会を傍聴していただいています」。市議会史上初めて議場に手話通訳があり、質問と答弁が行われました。聴覚障がい者対応型「火災報知器」の設置、手話番組復活、字幕挿入について山岡議員が質問。傍聴席は、聴覚障がい者と手話サークルの人たちで満席となりました。

◆6月議会から本会議場に「モニター」が設置される。



◆名神名阪連絡道整備促進甲賀市議会議員連盟 6月4日発足
全議員が参加、以降、毎年一回総会を実施。

◆9月議会で、議員提案による「甲賀市議会基本条例」が可決。

2014年

(平成26年)

◆地方自治法第135条第2項及び甲賀市議会会議規則第160条第1項の規定により、議員5名から議会本会議での発言を巡って懲罰動議が提出され、懲罰特別委員会が設置される。→9月議会で「陳謝の懲罰を科す」ことについて可決。

2014年

(平成26年)

- ◆議会基本条例に基づき、初めての「議会報告会」を6カ所で開催。



議会報告会参加人数(11月)

議会報告会会場	人数
岩上公民館	11人
甲南庁舎大会議室	21人
水口社会福祉センター	38人
信楽開発センター	16人
かふか生涯学習館	15人
土山開発センター	19人
合計 6カ所	120人

2015年

(平成27年)

- ◆3月議会で、議員提案による「甲賀市甲賀の茶及び甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす条例」(通称:おもてなし条例)を制定。

第1条 この条例は、市の伝統的な地場産業である土山茶及び朝宮茶（以下「甲賀の茶」という。）並びに甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす習慣を広めることにより、甲賀の茶、甲賀の地酒及び信楽焼の普及を図るとともに、伝統的な地場産業に対する理解を深めることを目的とする。

第2条 市は、甲賀の茶及び甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす習慣を広めるための取り組みを推進するよう努めるものとする。

第3条 甲賀の茶、甲賀の地酒及び信楽焼に関する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、甲賀の茶及び甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす習慣を広めるために、市及び事業者間で相互に協力及び連携をして取り組むよう努めるものとする。

第4条 市民は、甲賀の茶及び甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす習慣を広めるための取り組みに協力するよう努めるものとする。

第5条 市、事業者及び市民は、この条例に基づく取り組み等を実施するに当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するとともに、健康管理に努めるものとする。

2016年

(平成28年)

- ◆第2回議会報告会を6カ所で開催、延べ147人が参加。
- ◆9月議会で、議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関して条例を制定。

- ◆第3回議会報告会を6カ所で開催、延べ120人が参加。

- ◆12月議会で、議員定数27を24に削減する条例改正が可決。

- ◆3月議会で「甲賀市まちづくり基本条例」を可決。

- ◆第4回議会報告会を6カ所で開催、延べ230人が参加。

- ◆第5回議会報告会を6カ所で開催、延べ162人が参加。

- 市長選挙で岩永裕貴氏が当選。

2017年

(平成29年)

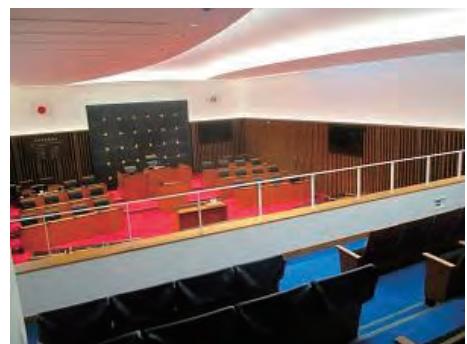


4期目の議員(記念写真)

■新しい庁舎で業務開始(5月8日)議会も新しく。総事業費約68億円。

◆3月議会から「スマホ」で議会中継がみられるようになりました。

◆新しい本会議場、委員会室、会派控室ができる。



新庁舎5階に議会関係が集中しています。

本会議場…大型モニター設置、50人が可能な傍聴席も。車椅子は専用エレベータで傍聴席へ。

議会図書室…ガラス張りの明るい部屋に。

議員・会派控室も設置。

委員会室は、4カ所。

◆第6回議会報告会を6カ所で開催、延べ192人が参加。

■任期満了に伴う市議選(定数24)

新しい議会構成 凜風会(8)、志誠会(6)、日本共産党甲賀市議員団(3)、公

2017年

(平成29年)

明入党甲賀市議団(3)、無所属クラブ(2)、無会派(2)

- ◆4常任委員会を3常任委員会に(総務常任委員会・厚生文教常任委員会・産業建設常任委員会)。

2018年

(平成30年)

- ◆予算決算審査を常任委員会として設置。議長を除く全議員が参加。



- ◆各常任委員会別に議会報告会を開催、延べ137人が参加。

- ◆3月議会で議会改革推進特別委員会を設置。

- ◆開票事務不正調査特別委員会を設置(2017年10月22日実施の第48回衆院議員選挙・総選挙における不適切集計について議会として調査・検証するため特別委員会を設置) 委員長は谷永兼二議員。

- ◆新しい議会構成 凛風会(9)、志誠会(6)、日本共産党甲賀市議員団(3)、公明入党甲賀市議団(3)、無所属クラブ(2)、無会派(1)

- ◆7月より、議員活動のペーパレス化をめざして、タブレットを導入。

- ◆全議員研修「議会改革の方向と一般質問のあり方」を学ぶ。
龍谷大学政策学部の土山希美枝教授を講師に。

2019年

(平成31年)

- ◆早稲田大学マニフェスト研究所の中村健氏を講師に招き、「甲賀市議会改革のポイント」をテーマに全議員研修。(5月29日)

- ◆龍谷大学と地域連携協定を締結。(10月16日)

●高度な学術情報の取得及び専門的研究者との交流ならびに職務上必要とする研修・研究の機会を得る。

●大学院生に対する実践的教育研究の一環としてインターンシップの受入れ。

- ◆第8回議会報告会を3カ所で開催、総務常任委員会(土山地域の課題)、厚生文教常任委員会(高齢者支援の課題)、産業建設常任委員会(ものづくり企業の課題)

- ◆新型コロナ感染症の影響もあって、本会議及び委員会の傍聴を一時期中止に。議会報告会も7月に開催すると準備をしていたが中止に。

2020年

(令和2年)

2020年

(令和2年)

◆5月臨時議会から、議会の開始時刻を10時から9時30分に変更。

◆議会BCPを発動（4月21日）市と議会が意見交換。



◆6月議会から傍聴を再開。

2021年

(令和3年)

◆9月議会で「広報広聴委員会」を設置。議会だけでなく、インターネットでの情報発信や議会報告会で意見交換したことを議会で議論し、市にも政策的提言を行おうというものです。

◆常任委員会で初の代表質問（総務常任委員会の「消防団が抱える諸課題とその対応策について」）。森田久生委員長が質問。



5期目の議員（記念写真）

■任期満了に伴う市議選（定数24）

新しい議会構成は、凛風会(8)、誠翔会(6)、日本共産党甲賀市議員団(3)、公明党(3)、無会派(4)

2022年

(令和4年)

◆「おもてなし条例」を生かして「お茶の淹れ方講座」ひらく。

◆3月議会で「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議」を採択。

「新型コロナウィルス感染症に係るすべての差別や偏見、誹謗中傷等の根絶に関する決議」を採択。

2022年

(令和4年)

◆市議会と市が共同宣言「甲賀市環境未来都市宣言」。



甲賀市環境未来都市宣言

～ゼロカーボンシティへ オール甲賀の挑戦～

地球温暖化による異常気象により、世界中で深刻な自然災害が発生し、温室効果ガスの排出抑制が喫緊の課題になっています。国においても、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルをめざしています。

鈴鹿山系を望む丘陵地にある甲賀市は、野洲川・袖川・大戸川沿いに文化が発展し、広大な森林は琵琶湖の水源涵養、水質保全にも重要な役割を果たしています。この豊かな自然環境のもと、忍者、信楽焼、東海道、お茶、薬などの歴史や産業が調和しながら発展してきたまちです。

これまで、全国に先駆けた生ごみ堆肥化事業や地域での清掃活動などを通じて、市民一人ひとりが身近なところから環境に優しいまちづくりに取り組んできました。

今を生きる私たちは、豊かな自然を守り、環境と経済・社会活動が調和した持続可能なまちを、未来の子どもたちに引き継ぐため、次の挑戦を行います。

【挑戦1】 再生可能エネルギーを軸としたエネルギーシフト

【挑戦2】 エネルギーと農林水産物の地産地消

【挑戦3】 豊かで健康的な森づくり

【挑戦4】 環境に配慮した住みやすいまちと災害に強いまちづくり

【挑戦5】 環境を意識した行動ができるひとづくり

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティ、「環境未来都市」をオール甲賀で実現することをここに宣言します。

令和4年（2022年）9月30日

甲賀市長 岩永裕貴
甲賀市議会議長 田中喜克



◆市長と議会の意見交換会 テーマは「選ばれる街とは」。



話題提供者は、甲賀市出身でリクルート SUUMO の池本洋一編集長（8月1日）

◆委員会代表質問（9月議会）

・総務常任委員会委員長（テーマは、自治振興会のあり方）

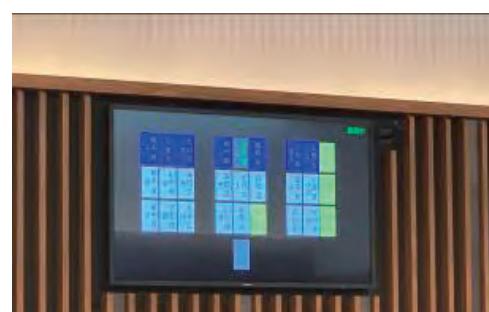
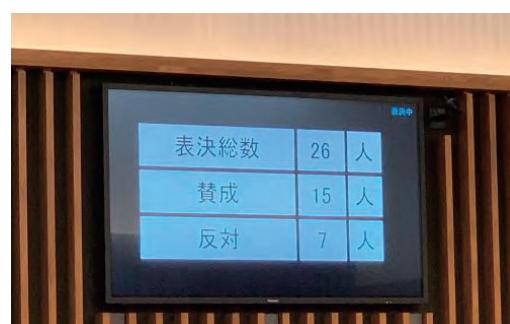
・産業建設常任委員会委員長（テーマは、道の駅あいの土山の活性化）

◆市民の皆さんとの意見交換会を10カ所で開く。

政策提案へつなげる取り組み。

◆「甲賀市議会の個人情報の保護に関する条例」制定

◆電子表決システムを導入。



上の写真は、実際の投票結果ではなく、試行的に作動させたデモ写真です。

2024年

(令和6年)

2024年

(令和6年)

- ◆12月議会で「ガザ地区における平和の実現を求める決議」を採択。
- ◆市民のみなさまとの意見交換会、11の地域で開催。市長に概要を報告。
- ◆議会図書室と議員控室を子どもたちの自主学習の場として夏休みの間、開放。初めての試みに延べ129人が利用。
- ◆韓国利川市議会 パク・ミョンソ議長らが来訪。



- ◆全議員により「甲賀市議会基本条例」を検証。

- ◆欠員3の市議補選で24名の議員に。

新しい議会構成は、凜風会(9)、自由民主党誠翔会(6)、公明党(3)、日本共産党
甲賀市議員団(3)、無会派(3)

- ◆追認議案に関して議会から市長に緊急申し入れ。

12月議会では、市議会史上初めて、3件の追認議案が提出されました。異例のことです。議会議決を経ないまま執行していたもので、事態を重視した市議会は、全員の総意として岩永市長に対して、「①法令遵守の徹底による事務手続きの着実な実施とチェック体制を確立することにより、さらなる事務執行の適切な運用に全力をあげて取り組むこと、②職員・組織の意識改革を図り、再発防止に万全を期すこと」と緊急申し入れを行いました。

2025年

(令和7年)

- ◆広報広聴委員会 全議員研修



甲賀市議会
Instagram



@KOKA.SHIGIKAI

- ◆全議員による「甲賀市議会基本条例」検証をふまえて、条例の一部改正を可決。
- ◆オンライン委員会等を可能にする要綱を制定

2025年

(令和7年)

◆議会基本条例の逐条解説も全面的に見直し。

◆議会改革推進特別委員会で「甲賀市議会20年のあゆみと議会改革に関する白書」を作成。…初めての試み。



6期目の議員 記念写真

甲賀市議会議員名簿（議席順）

村木慶太郎（1期・無会派）、福井進（1期・無会派）、西山実（1期・日本共産党甲賀市議員団）、木村眞雄（1期・公明党）、北田麗子（1期・自由民主党誠翔会）、中島裕介（1期・自由民主党誠翔会）、出口雅之（1期・凜風会）、西田忠（1期・凜風会）、瀬古幾司（1期・凜風会）、糸目仁樹（2期・無会派）、岡田重美（2期・日本共産党甲賀市議員団）、堀郁子（2期・公明党）、奥村則夫（1期・自由民主党誠翔会）、小倉剛（1期・自由民主党誠翔会）、西村慧（2期・凜風会）、橋本恒典（3期・凜風会）、山岡光広（5期・日本共産党甲賀市議員団）、田中將之（3期・公明党）、田中喜克（4期・自由民主党誠翔会）、戎脇浩（3期・自由民主党誠翔会）、谷永兼二（3期・凜風会）、田中新人（5期・凜風会）、橋本律子（6期・凜風会）。

議会役員人事

○議長 田中將之 ○副議長 西村慧 ○議会選出監査委員 瀬古幾司

■総務常任委員会 ◎田中喜克 ○西田忠 糸目仁樹 岡田重美 堀郁子 戎脇浩
谷永兼二 橋本律子

■厚生文教常任委員会 ◎橋本恒典 ○山岡光広 福井進 木村眞雄 北田麗子 中島裕介
出口雅之 西村慧

■産業建設常任委員会 ◎小倉剛 ○西山実 村木慶太郎 瀬古幾司 奥村則夫 田中新人

■予算決算常任委員会 ◎堀郁子 ○田中新人（議長を除く全議員）

■議会運営委員会 ◎谷永兼二 ○戎脇浩 瀬古幾司 岡田重美 堀郁子 奥村則夫
西村慧 橋本律子

■議会改革特別委員会 ◎山岡光広 ○橋本恒典 福井進 木村眞雄 戎脇浩

■広報広聴委員会 ◎西村慧 ○広報部会長 中島裕介 ○広聴部会長 西田忠

議会改革に関する取り組み

《議会改革推進特別委員会》

市民により開かれた議会をめざし、議会基本条例の目的が達成されているかどうかの検証や議員の政治倫理意識の向上にむけて、調査研究を行うことを目的に、この間「議会改革特別委員会」「議会改革推進特別委員会」が設けられてきました。

■議会改革特別委員会(2008年3月～2013年9月)

- ◎村山庄衛 ○加藤和孝 橋本律子 岩田孝之 友廣勇 安井直明 伴資男
辻金雄
- ◎村山庄衛 ○加藤和孝 岩田孝之 安井直明 伴資男 石川善太郎 辻金雄
- ◎村山庄衛 ○加藤和孝 橋本律子 今村和夫 岩田孝之 安井直明 伴資男
石川善太郎 辻金雄
- ◎石川善太郎 ○加藤和孝 木村泰男 的場計利 村山庄衛 岩田孝之 安井直明
今村和夫 服部治男
- ◎石川善太郎 ○加藤和孝 的場計利 伴資男 村山庄衛 安井直明 葛原章年
今村和夫 服部治男
- ◎石川善太郎 ○加藤和孝 的場計利 伴資男 岩田孝之 安井直明 葛原章年
今村和夫 服部治男

■議会改革推進特別委員会(2014年3月～2025年10月)

- ◎加藤和孝 ○谷永兼二 的場計利 片山修 林田久充 田中実 安井直明
- ◎加藤和孝 ○谷永兼二 片山修 林田久充 田中実 安井直明 鵜飼勲
- ◎谷永兼二 ○鵜飼勲 片山修 林田久充 田中実 加藤和孝 安井直明
- ◎森田久生 ○田中將之 糸目仁樹 奥田宏嗣 田中喜克 小西喜代次 橋本恒典
- ◎森田久生 ○田中將之 糸目仁樹 奥田宏嗣 小西喜代次 橋本恒典 鵜飼勲
- ◎土山定信 ○田中將之 糸目仁樹 奥田宏嗣 小西喜代次 橋本恒典 鵜飼勲
- ◎土山定信 ○田中將之 糸目仁樹 小西喜代次 橋本恒典 鵜飼勲
- ◎小河文人 ○田中將之 糸目仁樹 里見淳 小西喜代次 橋本恒典 鵜飼勲
- ◎小河文人 ○田中將之 里見淳 小西喜代次 橋本恒典 鵜飼勲
- ◎戎脇 浩 ○橋本恒典 福井進 北田麗子 山岡光広 田中將之
- ◎林田久充 ○山岡光広 福井進 田中將之 戎脇浩
- ◎林田久充 ○山岡光広 福井進 木村眞雄 戎脇浩
- ◎山岡光広 ○橋本恒典 福井進 木村眞雄 戎脇浩

■ 2008年第一次議会改革特別委員会が発足。8名の議員で構成。

特別委員長の村山庄衛議員にインタビュー（甲賀市議会だよりで）

議会改革特別委員会 村山庄衛委員長にインタビュー



問 今年3月議会で「議会改革特別委員会」が設置されました。どんな課題を審議する特別委員会なのでしょうか。

村山 地方分権の時代、市議会の役割がこれまで以上に重要になってきています。3月議会で「議会改革特別委員会」を設置したわけですが、その時の議長提案で「(議員と議会の)政策提言や立案機能の強化、議会審議の活性化及び市民への積極的な情報提供など、より開かれた議会の推進に向けた種々の問題について調査研究を行うことを目的とする」としています。

問 より開かれた議会へ、課題は非常に多いわけですが、いつまでにどのように審議されるのでしょうか。

村山 この問題で、30人の議員の考え方や意見は、様々だと思います。そこで8名の委員をもって構成した「議会改革特別委員会」は、5月19日に第1回、6月30日に第2回の委員会を開催しました。ここでも8人の委員から様々な意見が出されました。そこで、もう少し具体的に、どういう課題があるのかを出し

合い寝具体的な課題で、深めた議論をして行きたいと思っています。議員の任期は、来年10月までですので、大よそ1年をかけて議論し、方向性を示していくと考えています。

問 隣の伊賀市では、全国でも注目される「議会基本条例」を制定されましたが、全国的にもこうした議会改革は、すんでいるのですか。

村山 伊賀市とは、さまざまな分野で交流しています。議会としても総務常任委員会が伊賀市議会の「議会基本条例」について意見交流。また甲賀市議会「議会だより」の企画として、両市の議長対談のなかでも詳しく紹介されています。全国の取り組み事例を見ますと、代表質問や一般質問のあり方、例えば対面による一問一答方式の導入、質問時間や通告制について、また市議会ホームページの充実、インターネット中継、さらに議員報酬や費用弁償、政務調査費、議員定数の問題、予算や決算審議のあり方なども議論されています。

問 甲賀市としての課題は。

村山 さきほども言いましたように、課題を具体的に明らかにして、ひとつひとつ深めていく。いまその段階です。甲賀市議会は、インターネットでの生・録画中継や議員が全て手作りによる「議会だより」の発行している点、対面による質問形式の点でも、すでに全国に先んじて実施している取り組みもあります。今後は、委員の積極的な議論と市民の皆さんとの声を聞かせていただきながら、特別委員会として、審議を深めていきたいと考えています。

問 ありがとうございます。

(議会だより 2008年8月1日付 15号)

1. 議員定数の見直しについて

① 30人の定数を27に。

2009年6月議会。清風クラブの岩田孝之議員が議員提案、賛成多数で可決。2009年10月の市議選では、全市一区で実施。

反対討論=林勝彦、今村和夫、木村泰男、安井直明

賛成討論=加藤和孝、村山庄衛、中西弥兵衛、辻金雄

② 27人の定数を24に。

2015年12月議会。清風クラブの服部治男議員が議員提案、賛成多数で可決。2017年10月の市議選から実施。

反対討論=安井直明

賛成討論=森田久生

③議員定数及び議員報酬の見直しについては、議会基本条例の第20条・21条で「市民の意向を把握し、本市の実情にあった」議員定数及び議員報酬を検討するとあり、逐条解説では「4年の任期のなかで、具体的な検討を行う」と記している。

※議員定数は、従来自治体の人口規模で決まっていた。その後法定上限数に改正され、今日ではそれも撤廃され、それぞれの自治体が自らの責任で決めることになった。(江藤俊昭・山梨学院大学法学部教授が寄稿した「自治日報」から)

※議員報酬と定数は別の論理。行政改革の論理とは全く異なる議会改革の論理。

(同)2024年度は、日本生産性本部や江藤教授の助言を受けて全議員によるワークショップで定数問題と議員報酬問題を議論した。

2. 議会基本条例の制定について

議会基本条例の策定については、2010(平成22)年7月30日開催の特別委員会から本格的な議論をはじめ、延べ22回の委員会を開いて素案を作成。その後議員全員で条例素案をチェック、また全国市議会議長会広報部参事に助言をいただき、2013年6月28日には、サントピア水口で市民説明会を開催(写真)。50名を超える参加があり、さまざまな質問や意見が寄せられました。特に、市民の定義・福祉の定義のほか、反問権や議会報告会についての意見がありました。



その後パブリックコメント、延べ26回の委員会で練り上げ、2013(平成25)年9月議会に上程、全会一致で可決しました。

議会基本条例は、第9章で「この条例は、議会における最高規範」と位置づけています。

また「この条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない」と規定しています。条例は、10章で構成されています。

※条例全文は、資料集を参照。

※議会基本条例策定にあたっては、議会改革推進特別委員会(石川善太郎委員長を含む9名)が長期にわたって議論し、練り上げていただいた。

3. 議会基本条例の本格的な検証について

2024(令和6)から2025年にかけて、議会基本条例が今の時代に合っているかどうか、大正大学地域創生学部の江藤俊昭教授の助言もいただきながら、令和6年12月には「議会改革キックオフ全議員研修会」を開催。また令和7年度には全議員研修会、3つのグループにわかつて、条例全体について逐条的に検証を行い、令和7年6月議会で、条例の一部改正を提案し、可決。またその後議会改革推進特別委員会で条例の逐条解説についても大幅に見直し、文言整理も行いました。

4. 議会議員政治倫理条例の制定について

2018(平成30)年4月より、議会改革推進特別委員会で条例案を検討、パブリックコメントを実施し、その後2018年12月議会に上程、全会一致で可決しました。

この条例は、議会基本条例第18条「議員の政治倫理」の規定を補完するもので、議会と市民との信頼関係を構築し、公正で民主的な市政発展に寄与することを目的としています。

※議会議員政治倫理条例策定にあたっては、議会改革推進特別委員会(森田久生委員長を含む9名)が練り上げていただいた。パブコメには2人から4件の意見が。

※令和元年10月4日、森田久生議員を代表とする3人の議員から、鵜飼勲議員の発言に対する審査請求が出され、議会議員政治倫理条例に基づき、議会政治倫理審査



会が設置された。7回にわたって審査会が開かれた。審査の結果、多数決により「審査請求の3つの事案全てにおいて議会議員政治倫理条例第3条第8号に違反せず、請求を棄却することが妥当であると判断した」と請求を棄却することに決定し、12月、議長に審査結果の報告書が提出された。政治倫理条例施行後、今日まで政治倫理審査会が開かれたのは、この一回だけ。

5. 議会業務継続計画(議会BCP)について

議会BCPは、議会及び議員の大規模災害時における役割や行動方針を明らかにすることにより、迅速な議会機能の回復を図り、市民ニーズを的確に反映した復旧、復興を早期に取り組むことを目的としています。議会BCPについては、議会運営委員会で決定、本格的に運用することになりました。

実際には、2020(令和2)年4月20日、新型コロナ感染が広がるなかで発動し、2023(令和5)年5月9日に停止しました。

期間中、「新型コロナウイルス感染症対策会議」を22回、停止後検証のために1回、計23回開催しました。

6. 広報広聴委員会設置について

甲賀市議会が発行する議会広報「こうか市議会だより」は、議員自らが企画・編集・校正し、責了まですべて手作りで作成していることから、全国からの視察研修も多くあります。また毎日新聞主催の広報コンクールで幾度も受賞しています。

「こうか市議会だより」で高校生を対象にした市政に対する意見「高モニ」や、議会基本条例にもとづく議会報告会などを開催するなかで、広く市民の皆さん 의견を聞く「広聴」の役割が大切だと実感し、令和3年11月から全議員が参加する広報広聴委員会を発足しました。副議長が全体の委員長を務め、広報部会・広聴部会として取組を進めています。

また広報・広聴のあり方を定めた「広報広聴ビジョン」を2025年9月に策定しました。

7. 議会報告会について

議会基本条例制定後、取り組んだのが議会報告会。すでに実施している先進地の取組を学びながら、議会報告会実施要項（資料集参照）を策定し、2014（平成26）年11月、第一回の議会報告会（市民の皆さまとの意見交換会）を市内6会場で開催しました。議長を除く議員全員が3班を編成し、各班2会場を担当、延べ120人の参加がありました。

内容は、予算・決算を軸に、議員自らがパワーポイントを作成し、報告。

その後会場からの意見を聞くというスタイルでした。以降、こうした議会報告会は、地域やテーマを決めて開催するなど、これまで10回開いてきました。寄せられた意見は、所管する常任委員会に振り分けたり、各議員の問題意識から一般質問で取り上げられるなど、市政に生かすよう努力してきました。

8. 本会議・委員会における改善・見直しについて

①一問一答方式の導入

一般質問で、これまででは、一括方式と分割方式でしたが、一問一答方式の選択制を導入。議員の持ち時間は、従来通り30分。「質問と答弁のやり取りがわかりやすい」と好評。平成21年3月定例議会から。

②費用弁償は実費交通費に

議員が本会議や委員会などに出席した場合、これまで1日2600円の費用弁償が支払われていましたが、自宅から市役所までの実費交通費に改めました。平成19年4月1日から。

③委員会傍聴も改善

議会は公開が原則です。しかし委員会室が狭いことから、実際は、委員会での傍聴に制限がありました。2009年3月議会から、この点を改善。委員会傍聴ができるようになりました。

④代表質間に同会派からの関連質問も認める。

各会派の代表質問は、持ち時間（基本30分+会派の人数×3分）は変わりませんが、同じ会派の議員が関連質問をすることができるようになりました。平成21年3月議会から。また代表質問でも分割方式が可能に。

⑤各常任委員会で「委員会代表質問」が可能に。

甲賀市議会基本条例第13条第2項「常任委員会を代表する議員は、本会議において議長の許可を得て所管事務に関する質問をすることができる」（令和2年9月議会で改正、10月1日より実施）を活用して、「委員会代表質問」をすることが可能になりました。

各常任委員会の所管事務調査で充分に調査・検討・議論を行い、その内容について、委員会代表者が本会議場で質問に立つ。

委員会代表質問する場合は、各常任委員会で共通認識を深め、どれだけ議

員間討議を行い、市政に対して、政策的提言ができるように、熟達する必要があります。

- (1) 実施時期は、6月・9月・12月の定例会において、通告があれば実施。一般質問の日程の前に行う。
- (2) 質問時間は、1委員会あたり30分以内。(答弁を除く)
- (3) 質問方法は、一括質問・一括答弁方式、分割方式の選択制。
- (4) 関連質問は、2名以内の関連質問者を認める。
- (5) 委員会代表質問を行った議員について、同会期中の一般質問を妨げるものではない。関連質問者も同様。

※2021（令和3）年9月議会 初めて総務常任委員会・委員長が「委員会代表質問」を行った。テーマは、「消防団員が抱える諸課題とその対応策について」。

※2022（令和4）年9月議会 再び総務常任委員会・委員長が「委員会代表質問」を実施。テーマは、「自治振興会のあり方について」

※2022（令和4）年9月議会 産業建設常任委員会委員長が「委員会代表質問」を行った。テーマは、「道の駅『あいの土山』の活性化にむけて」。

※それ以降の「委員会代表質問」は実施されていない。

- (6) 3回の委員会代表質問を行ったうえでの課題は以下の通り。
 - ・最初の質問に対する答弁を受けて再質問をする場合、その内容が常任委員会の総意となっているか、質問者個人の考えになっていないか。
 - ・委員会において質問内容の十分な検討・調整が必要である。
 - ・政策提言やその後の施策につなげていくためには、委員会として相当の準備が必要である。
 - ・委員会の所管事務調査のすべてを、委員会代表質問につなげていくものではない。
 - ・委員会代表質問は、目的ではなく、手段である。そのためにも、テーマを絞り、問題点を整理して、打開の方向まで政策提言できるように、各常任委員会で煮詰める努力が必要である。

⑥本会議関係見直し事項

- (1) 会議録署名議員指名時の返事（平成29年12月から）
- (2) 議事日程の短縮・議案熟読期間の見直し等（平成30年3月から）
- (3) 委員長報告の簡略化（平成30年6月から）
- (4) 正副議長選挙における所信表明演説の実施・ネットで配信（平成30年11月から）
- (5) 代表質問後に一般質問の通告内容を修正することを可能に（平成30年3月から）

- (6) 一般質問の答弁に関し、登壇者の見直し（令和元年6月から）
- (7) 本会議開始時刻を10時から9時30分に変更（令和2年3月から）

⑦委員会関係見直し事項

- (1) 委員会再編（4つの常任委員会を平成29年11月より3つの常任委員会に再編）
- (2) 各常任委員会の開催を可能な限り同一時間の開催としない。（平成29年3月から）
- (3) 全ての議案は、各常任委員会に原則付託する。（平成29年3月から）
- (4) 委員会資料を事前に配布する（平成29年3月から）
- (5) 委員会資料は、全議員が共有できるようにする（平成30年7月から）
- (6) 先進地への行政視察に執行部も同行（平成30年7月から）
- (7) 本会議だけでなく、各常任委員会もネット中継・あいコムこうかテレビで放映を開始（令和3年9月から）
- (8) 議員間討議の試行（令和2年4月3日に施行） 実際には、同年9月議会で・厚生文教常任委員会（戎脇委員長）で議員間討議を実施。案件は、付託された請願（小中学校給食費の負担軽減・無償化を求めるもの）について。討議の論点は、現状の負担と支援策、財源について。委員長報告では、議員間討議の内容を含めて報告。

⑧議会ICT推進事業について

2018（平成30）年から、タブレットを導入することにより、ペーパーレス会議が可能に。スマートセッション（会議システム）で、議案書・議事日程・予算書・決算書・参考資料を電子化。またサイボウズ（グループウェア）で会議予定、議長公務、各議員の予定、事務局から連絡や、緊急情報等に使用。

9. 龍谷大学とのパートナーシップ協定について

2019（令和元）年10月16日に龍谷大学と甲賀市議会が連携協定を締結しました。専門的知見の活用や政策立案機能の強化を図るためです。

- (1) 大学院での地域公共人材総合研究プログラムへの参加。
- (2) インターンシップの受入れ。
- (3) 講義などの優先公開。
- (4) 事業実施の支援及び助言。
- (5) 情報の提供など。

以降、協定を更改し、現在も継続中です。

具体的には、①令和2年10月29日に、政策学部の土山希美枝教授を迎えて、全議員研修を実施しました。演題は、「広報・広聴の機能を発揮するしくみとデザインを考える」。また令和7年5月27日には、政策学部の只友景士教授の協力を仰ぎながら、「広報広聴ビジョン」の作成に着手し、全議員を対象に研修会も実施しました。

10. 議会図書室の有効活用について

議会図書室は、地方自治法第100条第19項に基づいて、地方議会に設置することが義務付けられています。議会活動に役立てるというのが第一の目的ですが、第20項では、一般に開放して利用に供することもできるとな

っています。ですから市職員・市民も自由に利用することができます。新しい庁舎になって以降、その位置づけを明確にして、「議会だより」でも紹介。

また2024(令和6)年夏から、猛暑の期間中、議会図書室・控室を学生に開放。主権者教育にもつなげる役割を果たしています。

11. 市長との意見交換会について

この間、時局のテーマで議会と市長との意見交換会を実施してきました。

- ① 令和2年5月18日 新型コロナウイルス感染症対策に関して
- ② 令和2年10月30日 アフターコロナを見据えた「新しい豊かさ」について
- ③ 令和3年8月2日 甲賀市の人口動態と今後のまちづくりについて
話題提供は、甲賀市の人口分析・予測と持続可能な地域づくりをテーマに、一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所・藤山浩氏
- ④ 令和4年8月1日 選ばれる街とは 話題提供は、株式会社リクルートSUUMO編集長／リサーチセンター長 池本洋一氏(写真)



■議会広報「こうか市議会だより」は、創刊号から議員手づくりで編集■



甲賀市議会が発行する「こうか市議会だより」は、創刊号から企画・編集・校正・責了まで、議員の手づくりです。毎日新聞主催の「広報紙

コンクール」で幾度も優秀賞などを受賞しています。そのため全国各地の市議会から、視察研修に来られています。

「こうか市議会だより」毎日新聞主催コンクールで幾度も表彰

平成19年	第20回近畿市町村広報紙コンクール	優良賞
平成21年	第22回近畿市町村広報紙コンクール	奨励賞
平成23年	第24回近畿市町村広報紙コンクール	優秀賞
平成24年	第25回近畿市町村広報紙コンクール	優良賞
平成26年	第27回近畿市町村広報紙コンクール	奨励賞
平成29年	第30回近畿市町村広報紙コンクール	優良賞
令和元年	第32回近畿市町村広報紙コンクール	優秀賞
令和3年	第33回近畿市町村広報紙コンクール	奨励賞
令和4年	第34回近畿市町村広報紙コンクール	優良賞

資 料 集

- ① 甲賀市議会基本条例 …平成 25 (2013) 年 9 月 17 日制定
- ② 甲賀市議会業務継続計画 …令和 2 (2020) 年 4 月 3 日制定
- ③ 甲賀市議会 議会報告会実施要項 …平成 26 (2014) 年 9 月 12 日制定
- ④ 甲賀市議会議員政治倫理条例 …平成 30 (2018) 年 12 月 28 日制定
- ⑤ 甲賀市議会 会議規則抜粋 (代表質問・一般質問・委員会代表質問)
- ⑥ 正副議長選挙に係る所信表明会実施要領 …平成 25 (2013) 年 11 月 1 日制定
- ⑦ 甲賀市議会オンライン委員会運営要綱 …令和 7 (2025) 年 6 月 27 日制定

○甲賀市議会基本条例

平成25年9月17日

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 市民と議会の関係（第7条）

第3章 議会及び議員と市長等との関係（第8条—第11条）

第4章 討議の拡大（第12条）

第5章 委員会の活動（第13条）

第6章 政務活動費（第14条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第15条—第18条）

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第19条—第21条）

第9章 最高規範性と見直し手続（第22条—第24条）

第10章 補則（第25条）

付則

議会は、市民から直接選挙で選ばれた議員による市の意思決定機関であり、市民の意思を代弁する責務と、行政事務執行に対する監視機能及び立法機能の責務を負っている。地方分権の進展とともに自治体の自主的な決定と責任範囲の拡大により、市民の代表機関として議会の果たす役割はますます大きくなっている。

議会と市長は、ともに市民の負託を受け、対等な関係の二元代表制のもとに一定の均衡を保ち、市民福祉の向上と市勢発展のため不断の努力を続けるものである。

議会及び議員は、公正性と透明性を確保し、積極的な情報公開や、市民の政策活動への多様な参加を推進し、市長等の執行機関との緊張感を保ちながら議員間での自由討議を踏まえて、議員の資質を向上することにより、市民に信頼され、存在感のある議会を目指すものである。

甲賀市議会は、市民憲章に掲げる「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市民が安全で安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所を有する人、市内で働く人、市内で学ぶ人並びに市内で活動する人、団体及び事業者をいう。

(2) 市長等 市長及び市の執行機関をいう。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、市民に開かれた議会を目指し、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市長等の市政運営状況を監視する。

(2) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策提案等市政に反映させるための議会運営に努める。

(3) 市民に対して積極的に情報公開に取り組む。

(4) 市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たす。

(5) 市民の多様な参加機会を保障するような議会運営に努める。

(災害時の議会対応)

第4条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、甲賀市議会業務継続計画（議会が災害時においても議会としての権能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。）で定める。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を保障する。

(2) 市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をする。

(3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表に留まらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動する。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一理念をもつ議員により構成し、活動する。

3 会派は、政策立案及び政策提案に関し、必要に応じて会派間での調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第2章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公開し、透明性を高め、説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会の公開を原則とし、市民が議会の

活動に参加できるような懇談会、議会報告会等を開催するよう努めるものとする。

3 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものを市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議において必要があると認める場合は、これら提出者等の意見を聴く機会を設けなければならない。

5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

第3章 議会及び議員と市長等との関係

（議会と市長等との関係）

第8条 議会審議において、二元代表制のもと、議会と市長等は、緊張感の保持に努めなければならない。

2 議会における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にし、市民に分かりやすい方法で行うものとする。

3 市長等は、本会議又は委員会における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため、議長又は委員長の許可を得て発言をすることができる。

（議会審議における論点情報の形成）

第9条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、次に掲げる事項の説明を求め、議会審議における論点情報を整理し、政策等の水準を高めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たって、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

（予算及び決算審議における説明資料）

第10条 議会は、予算及び決算を審議するに当たって、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を求め、市長はこれに応えるよう努めるものとする。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等がともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

（1） 総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想及びこれに基づく基本計画に関すること

（2） 前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの

- ア 甲賀市国土利用計画
- イ 甲賀市行政改革大綱

（3） 前2号に掲げるもののほか、行政運営上特に重要な計画に関することで議長が必要と認めるもの

第4章 討議の拡大

(討議による合意形成)

第12条 議会は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、提出議案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討議を尽くして合意形成に努めるものとする。

3 議員は、よりよい政策を実現するために、条例、意見書等の議案を積極的に提出し、議員相互間の討議の拡大に努めるものとする。

第5章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第13条 議会は、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。

2 常任委員会を代表する議員は、本会議において議長の許可を得て所管事務に関する質問をすることができる。

3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する機会を設けるよう努めるものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費の執行、報告)

第14条 会派又は議員は、政策立案、提案、又は監視を行うための調査及び研究その他の活動に資するため交付される政務活動費を、別に定める甲賀市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年甲賀市条例第11号）に基づき適正に執行しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支

出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、議長に対して領収書等を添付した報告書を提出するとともに、1年に1回以上、政務活動費による活動状況を市民に報告しなければならない。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の設置、公開)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室（以下「図書室」という。）を設置し、図書の充実に努めるものとする。

2 図書室は、議員のみならず、市民の誰もがこれを利用できるものとする。

(議会広報広聴の充実)

第18条 議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対して公表するものとする。

2 議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に关心を持つよう広報広聴活動に努めるものとする。

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第19条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

(議員定数)

第20条 議員定数は、甲賀市議会議員定数条例（平成21年甲賀市条例第49号）で定める。

2 議会は、議員定数の改正に当たって、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

(議員報酬)

第21条 議員報酬は、甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成16年甲賀市条例第32号）で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情に

あつた議員報酬を検討するものとする。

第9章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会における最高規範である。

2 議会は、この条例の趣旨に反する議会に関する条例、議会規則、議会告示等（以下「議会関係条例等」という。）を制定してはならない。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(議会及び議員の責務)

第23条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

(条例の検証及び見直し手続)

第24条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、この条例を含め議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

第10章 補則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年条例第34号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2号の改正規定及び同号を同条第3号とし、同条第1号の次に1号を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(甲賀市議会議員政治倫理条例の一部改正)

2 甲賀市議会議員政治倫理条例（平成30年甲賀市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第19条」に改める。

付 則 この条例は、公布の日から施行する。

甲賀市議会業務継続計画

(議会 Business Continuity Plan)

令和2年4月

目 次

1	目的	2 p
2	議会 BCP 発動要件	2 p
3	議会の役割	3 p
4	議員の役割	4 p
5	議会事務局の役割	4 p
6	災害発生時から経過時間ごとにおける議会及び議員の行動	5 p
7	連絡体制	8 p
8	議会 BCP の見直し	9 p
資料	参考時の行動フロー図	10 p
資料	甲賀市議会災害対策会議運営要綱	11 p

1 目 的

甲賀市議会業務継続計画（議会 Business Continuity Plan。以下「議会 BCP」という。）は、二元代表制の一翼を担う議会及び議員の大規模災害時における役割や行動方針を明らかにすることにより、迅速な議会の機能回復を図り、市民ニーズを的確に反映した復旧・復興に早期に取り組むことを目的とする。

2 議会 BCP 発動要件

発動の対象とする災害

議会 BCP は、甲賀市地域防災計画に基づき、震度 6 弱以上の地震が発生した場合、又は、市が災害対策本部体制を設置した場合は、自動的に発動される。それ以外での議会 BCP 発動の決定は議長が行う。ただし、議長が発動決定を行うことが困難な場合は代理者が行う。

災害種別 対 応 基 準 発動

地 震 市内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき 自動

風水害 1. 甲賀市内において台風、暴風、竜巻、豪雪、洪水、土砂災害などで災害が発生したとき、又は、被害の拡大が予想されるとき

2. 市内、近隣市町における避難勧告・避難指示の発令、また孤立地域、交通機関障害、生活基盤の被害が発生し応急対応が必要なとき

議長

その他

上記自然災害のほか、火災、事件・事故等による大規模災害、新型インフルエンザなどの感染症の流行、原子力災害、大規模なテロ、弾道ミサイル攻撃など武力攻撃による被害が発生し執行機関の機能が大きく損なわれるとき、また、その恐れがあるとき
議長

全般 市が災害対策本部体制を設置したとき 自動

【風水害によるBCP発動の議長決定について】 市の警戒体制の中で「第二号体制」から「災害対策本部体制」と移行される前段階の予備体制とされる「災害警戒本部体制」が発動された段階において、議会BCP発動の有無を判断する。(議運決定R2.7.20)

3 議会の役割

(1) 議会BCP発動要件に該当する災害が発生したとき、議会は「甲賀市議会災害対策会議」(以下「災害対策会議」という。)を設置する。

ア 組織

災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長で組織する。

議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、次に掲げる順位によりその職務を代理する。

①副議長

②議会運営委員会委員長

③総務常任委員会委員長

④厚生文教常任委員会委員長

⑤産業建設常任委員会委員長

イ 所掌事務

災害対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

①議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関するこ

②議員の招集に関するこ

③市災害対策本部からの情報の収集及び議員への情報提供に関するこ

④議員等からの情報収集及び整理並びに市災害対策本部への情報の提供に関するこ

⑤国、県その他関係機関に対する要請、要望等に関するこ

⑥市災害対策本部からの依頼事項の実行に関するこ

⑦その他、議長が必要と認める事項

(2) 復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議するため、議会機能の早期回復を図る。

(3) 会議が概ね平常どおり開催できるようになるまでの間の議会として行う取り組みは、災害対策会議に一任する。

4 議員の役割

- (1) 地域の災害救援活動及び災害復旧活動への協力・支援を行う。
- (2) 市災害対策本部が応急活動を迅速に行えるよう、地域の被災状況等の情報を災害対策会議に提供する。
- (3) 災害対策会議からの情報を市民に提供する。

5 議会事務局の役割

大規模災害が発生した場合には、議会 BCP の発動の有無にかかわらず、事務局職員は甲賀市地域防災計画に基づき初動対応を開始する。執行部から議会関係以外の業務を命じられた場合は、その業務を優先する。

(1) 災害が勤務時間内に発生した場合

- ① 自身の安全確保
- ② 来庁している議員及び傍聴者（市民）の避難誘導並びに被災者の救出・支援
- ③ 来庁していない議員の安否確認等の初動対応
- ④ 災害対策会議の設置・運営等の業務
- ⑤ 議会事務局執務室の被害状況確認及び執務スペースの確保
- ⑥ 電気、水道等のライフラインの確認
- ⑦ 議会事務局のパソコン、タブレット端末、電話等の通信機器の稼動確認
- ⑧ 市災害対策本部との連絡体制の確保
- ⑨ 災害関係情報の収集・整理、議員及び市災害対策本部への情報伝達
- ⑩ 議場、委員会室等のマイク、カメラ及び録音機器の稼動確認

(2) 災害が平日の勤務時間外、又は休日に発生した場合

- ① 自身と家族の安全確保（住居の被害状況確認）及び安否確認
- ② 身近に被災者がある場合、その救出及び支援
- ③ グループウェア、ソーシャルネットワークサービス等（以下「SNS 等」という。）を通じて議長に安否の報告
- ④ 「甲賀市地域防災計画」に位置づけられている職員の動員配備体制に基づき配備人員に該当する職員は市役所に参集
- ⑤ 議員、事務局職員の安否確認等の初動対応
- ⑥ 災害対策会議の設置・運営等の非常時優先業務

6 災害発生時から経過時間ごとにおける議会及び議員の行動

(1) 災害発生時（発災から 3 日）

ア 議会及び議員の行動

- ① 本会議、全員協議会が開催中の場合
- a 議長は、直ちに本会議、全員協議会を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。

- b 議長は、被災状況によりその日の本会議等を閉じることができる。この場合、延会等を行う必要がある場合は、議決を経なければならない。
 - c 議長は、必要に応じて議員を待機させることができる。
- ② 委員会が開催中の場合
- a 委員長は、直ちに委員会を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保したうえで、委員会における被災状況を議長に報告する。
 - b 委員長は、被災状況によりその日の委員会を閉じることができる。
- ③ 本会議、全員協議会若しくは委員会が開かれていない場合又は議員が登庁していない場合
- a 議員は自身や家族等の安全を確保し、速やかに安全な場所に避難したうえで、自身の安否とその居所及び連絡先を事務局に連絡する。
 - b 議員は地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等、できる限りの協力をする。ただし、議長から招集があったときは速やかに参集する。
- ④ 委員会又は会派による視察（出張）を行っている場合
- a 責任者（委員長または会派代表者）は、視察先にて災害等が発生した場合には、速やかに被災状況を議長に報告する。
 - b 責任者（委員長または会派代表者）は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは視察を終了して帰市（市内視察にあっては帰庁）する。
 - c 議長は本市及び視察先の被災状況を勘案して、必要があると認めたときは責任者に対して視察終了及び帰市もしくは帰庁を命じることができる。
- ⑤ 議長、副議長、委員長等が公務により出張している場合
- a 原則として、前記④のa、bと同様とする。
 - b 議長が出張中のときは、帰市又は帰庁するまでの間、副議長が議長の職を行う。
- イ 災害対策会議の開催
- ① 議長は災害対策会議を招集する。ただし、市内で震度6弱以上の地震が発生したときや、市が災害対策本部を設置したときは、自動的に参集する。
 - ② 議長は甲賀市議会災害対策会議運営要綱に基づき、会議を運営する。
 - ③ 発災直後については、情報収集が主な活動となることから、あらゆる通信手段を駆使することで情報を収集し、市災害対策本部からも情報を得るよう連絡体制の確保に努める。
 - ④ 災害対策会議の情報については、SNS等を使用して全議員に周知する。
- （2）応急活動期（4日～10日程度）
- ア 災害発生時からの活動を継続する。市災害対策本部と連携し、災害対策会議で収集整理した情報を市災害対策本部へ提供する。情報提供を受けた議員はSNS等を通じた発信など、可能な範囲でさまざまな方法により、市民に情報提供を行う。
- イ これまでに収集した災害関係情報に基づき、災害対策会議の今後の取り組み等（臨時

会の開催を含む)についての検討をはじめる。

(3) 復旧活動期(11日以降)

ア 応急活動期からの活動を継続しつつ、市災害対策本部の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ市災害対策本部に対して被災の復旧状況及び今後の災害対応について説明を求める。

イ 議会開催のための場所の確保など環境整備を行う。

ウ 臨時会等において、災害対策及びそれに必要な経費等を速やかに審議する。

エ 議会・議員が把握した市民の意見・要望等を踏まえ、復旧・復興が迅速に進むよう、市災害対策本部に対して必要に応じ、提案、提言及び要望を行う。

オ 迅速な復旧・復興の実現に向けて、災害対策会議で検討・調整した内容について、国・県等に対し要望等の活動を行う。

7 連絡体制

本市は、広大な市域を抱えることから、発災時における連絡体制とその手段については平常時から確認しておく必要がある。

(1) 安否確認

ア 議会BCP発動要件に該当する災害が発生したとき、議員はグループウェアにて自身の安否、居所及び連絡先を事務局に送信する。

なお、メール使用の制限もしくは携帯電話が使用不能の場合は、固定電話またはFAXを使用するものとする。

議会事務局議事課 電話 0748-69-2258、2259

FAX 0748-63-4373

イ 議員は、事務局に届けているメールアドレス及び電話番号等に変更があった場合は、その都度、事務局に届け出るものとする。

(2) 情報提供

ア 災害対策会議から議員への情報提供については、グループウェアを使用して行うものとする。

※連絡等の方法については、状況に応じて電話やメールのほか、SNS等、災害用伝言ダイアル「171」を利用するなど、その時に利用可能なさまざまな通信手段を確保するよう努めるものとする。

8 議会BCPの見直し

(1) 本BCPをより実効性のあるものとするため、災害時における議会と事務局の体制(行動基準、通信体制)の検証・点検を行うとともに、議員と事務局を対象とした防災訓練(参集訓練、通信訓練等)を実施し、あわせて災害時の市災害対策本部の動きを確認することで、市災害対策本部とのかかわり方についても検証を行う。

(2) 本BCPは災害対策に係る法令等の改正などによる状況の変化、又は防災訓練の実施により見直しの必要が生じた場合は、見直しについて議会運営委員会において協議するものとする。

甲賀市議会災害対策会議運営要綱

(総則)

第1条 この要綱は、甲賀市議会業務継続計画（議会BCP）の発動要件に該当した災害が発生した場合に組織する甲賀市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の組織、運営等に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 災害対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること
- (2) 議員の招集に関すること
- (3) 甲賀市災害対策本部（以下「市本部」という。）からの情報の収集及び議員への情報提供に関すること
- (4) 議員等からの情報の収集及び整理並びに市本部への情報の提供に関すること
- (5) 国、県その他関係機関に対する要請、要望等に関すること
- (6) 市本部からの依頼事項の実行に関すること
- (7) その他、議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長をもって組織する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長に事故があるとき、又は、議長及び副議長が欠けたときは、議会運営委員会委員長が議長の職務を代理する。この場合において、議会運営委員会委員長に事故あるときは、総務常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長の順で、議長の職務を代理する。

(会議)

第4条 災害対策会議は、甲賀市地域防災計画に基づき、震度6弱以上の地震が発生した場合、また、市本部が設置された場合は自動的に発動される。

2 上記以外での災害対策会議の発動は議長が行う。ただし、議長が発動決定を行うことが困難な場合は代理者がそれを行う。

(市本部との連携)

第5条 災害対策会議は、市本部の活動状況に十分配慮したうえで、必要に応じて市本部

に対し、災害情報の説明を求めることができる。

2 前項のほか、効果的な復旧及び復興に資するため、必要に応じて、市長と議長が協議の場を設けることができる。

(議会事務局)

第6条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、災害対策会議の運営に関する必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月3日から施行する。

甲賀市議会 議会報告会実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、甲賀市議会基本条例（平成25年甲賀市条例第33号）第6条第2項の規定に基づき、甲賀市議会懇談会、議会報告会等（以下「議会報告会」という。）に關し、必要な事項を定めるものとする。

(開催の時期)

第2条 議会報告会の開催時期は、原則として議会運営委員会で適宜決定する。

(開催地域・対象者)

第3条 議会報告会を開催する地域・対象者は、報告内容に応じて、その都度、班長会議で決定する。

(班編成)

第4条 議会報告会は、班単位で担当するものとし、班編成は、総務常任委員会、厚生文教常任委員会、産業建設常任委員会単位の3班編成とする。

2 班員の任期は、原則として常任委員会委員の任期とする。

3 班に班長及び副班長を置き、各常任委員会の委員長を班長に、副委員長を副班長とする。

4 議長は、原則としてすべての班に出席できるものとする。

(班長会議)

第5条 議会報告会の内容や資料の作成、その他運営の詳細等を協議するため、議会報告会班長会議（以下「班長会議」という。）を設置する。

2 班長会議は、班長、副班長及び副議長をもって構成する。

3 班長会議に代表及び副代表を置き、代表は副議長をもって充て、副代表は代表の指名により定める。

4 班長会議は、代表が必要に応じて招集し、代表が班長会議の座長となる。

5 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が不在のときは、その職務を代理する。

(開催の日時及び会場)

第6条 議会報告会の開催の日時及び会場は、班長会議で決定する。

(次第)

第7条 議会報告会は2時間程度とし、次第は概ね次に掲げるとおりとする。

- (1) 開会あいさつ
- (2) 出席議員自己紹介
- (3) 議会報告
- (4) 質疑、意見交換等
- (5) 閉会あいさつ

(役割分担)

第8条 出席する班員が分担する任務は、おおむね次に掲げるとおりとし、各班で調整して決定する。なお、答弁は、全員で協力して行うものとする。

- (1) 司会
- (2) 報告
- (3) 記録その他の議会報告会の運営等に必要と認められる任務

(議会報告の趣旨)

第9条 議会報告の際は、議員は私情を挟まず、合議制機関の主旨を理解したうえで発言するものとする。

2 議会報告をする事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各3常任委員会で審議した事項、所管事務調査事項で市民の関心が高いと思われる事項について、各班毎が定めたテーマに関すること。
- (2) 議会の活動に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、班長会議が必要と認める事項。

(記録及び公表)

第10条 議会報告会の記録は、要点記録とし、速やかに別記様式により代表に報告するものとする。

2 代表は、前項の規定により報告を受けた議会報告会の記録を市議会のホームページに掲載するとともに、その概要をこうか市議会だよりにおいて公表するものとする。

(市民からの意見等)

第11条 議会報告会において市民から意見等が提出された場合は、その内容を的確に把握し、課題の抽出、所管事務調査を行い、政策提案を目指していくものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会で定める。

付 則

この要項は、平成26年9月12日から施行する。

この要項は、平成27年2月25日から施行する。

この要項は、平成28年2月2日から施行する。

この要項は、平成30年3月8日から施行する。

この要項は、令和元年5月31日から施行する。

別紙様式（第10条関係）《報告者⇒代表宛て》

議会報告会 実施報告書

常任委員会名

甲賀市議会議員政治倫理条例

平成30年12月28日

甲賀市議会が目指している市民に開かれた議会づくりは、議員に対する市民の搖るぎない信頼があつて初めて実現できるものである。

そのためには、議員は市民の代表であることを自覚し、市民の負託に応え得る強い使命感と自ら考える明確な政治倫理基準に基づき、誇りと自信をもって市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要である。

ここに甲賀市議会は、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、甲賀市議会議員（以下「議員」という。）が議員活動を行う際に遵守すべき政治倫理に関する基本事項について、甲賀市議会基本条例（平成25年甲賀市条例第33号）第19条の規定を補完する条例として定めることにより、市民全体の代表として高い倫理観が求められることを自覚し、良心及び責任感を持ってその責務を果たし、議員と市民との信頼関係を構築し、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の負託を受けた代表である自覚及び品位の保持に努め、自らの行動を厳しく律し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。

2 議員は、政治倫理に反する行為があるとの疑惑を持たれたときは、自ら率先して真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。

(政治倫理基準等の遵守)

第3条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の公職にある者に対して適用される法律のほか、次に掲げる政治倫理の基準を遵守しなければならない。

- (1) 常に市民全体の利益の実現及び福祉の向上を目指して行動すること。
- (2) 市又は市が資本金その他これに準ずるものをお出資している法人若しくは市の公の施設の管理を行う指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う許可又は請負その他契約に関し、特定の者のために有利又は不利な取扱いをするような働きかけをしないこと。

(3) 市から補助金等を受けている団体の役員（会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事及びこれらに準ずる者）には就任しないこと。

(4) 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。）の採用、昇任、降任、転任その他の人事に関し、公正を害

する行為をしないこと。

(5) 議員の地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為及びセクシユアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(6) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判をされるものは受けないこと。

(7) 公選法により禁止されている寄附、飲食物の供与その他不正行為に該当するとの疑惑を持たれるような行為はしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市民全体の代表者として、その品位を損なう一切の行為を慎み、その責務に関し、不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと。

(請負に関する制限)

第4条 議員は、議員の兼業禁止について規定する法第92条の2の趣旨を尊重し、議員の兼業について、市に対して行う請負その他の契約に関して不正の疑惑を持たれないよう努めなければならない。

(審査請求)

第5条 議員は、第3条の規定に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、甲賀市議会議員定数条例（平成21年甲賀市条例第49号）に規定する議員の定数の8分の1以上の者の連署をもって、議長に対し、同条に違反する疑いがあることを証する書類添えて、別に定めるところにより審査請求することができる。この場合において、審査請求する議員の中から代表者を定めておかなければならない。

2 連署をする議員は、2以上の異なる会派（会派に所属しない議員も1会派とみなす。）に属する者で構成されていなければならない。

3 審査請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して1年以内に行わなければならぬ。ただし、議長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(審査会の設置等)

第6条 議長は、前条の審査請求があったときは、速やかに議会運営委員会に報告するとともに、当該請求を受理した日から1月以内に、甲賀市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該事案についての審査を付託するものとする。ただし、審査請求書類の不備などの理由により、その必要がないと議長が認めるときは、この限りでない。

2 議長は、審査会を設置したときは速やかに、審査請求を行った議員（以下「審査請求者」という。）及び審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）に対し、その旨通知するものとする。

(審査会の組織)

第7条 審査会は、各会派（会派に所属しない議員が複数いる場合も1会派とみなす。）から1名の代表者をもって構成する。ただし、議長が特別の理由があると認めるときは、

この限りでない。

- 2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議員のうちから議長が指名する。ただし、審査請求者及び審査対象議員は、委員となることができない。
- 3 委員の任期は、当該審査が終了するまでの間とする。
- 4 審査会に委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 議長が審査対象議員に該当するときは、副議長がこの条例に関する議長の全ての職務を代理する。

（審査会の会議等）

- 第8条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集するものとする。
- 2 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 4 会議は公開とする。ただし、委員長は会議に諮って非公開にすることができる。
 - 5 審査会は、審査請求に関する調査を行い、必要があると認めるときは、審査請求者、審査対象議員、識見を有する者等に対し、会議への出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができる。
 - 6 審査請求者及び審査対象議員は、審査会から会議への出席の要請、審査に必要な資料の提出その他の協力を求められたときは、これに従い、かつ、誠実に応える義務を負う。
 - 7 審査対象議員は、審査会において弁明をすることができる。
 - 8 審査会は、公平かつ不偏の立場でその職務を遂行しなければならない。

（会議の記録）

- 第9条 会議の記録は、5年間保存する。

（その他審査会に関する事項）

- 第10条 前4条に定めるもののほか、審査会に関する事項は、甲賀市議会委員会条例（平成16年甲賀市条例第187号）に規定する委員会の例による。

（審査結果の議長への報告）

- 第11条 審査会は、当該審査請求の審査を終了したときは、速やかに、その結果を議長に書面をもって報告しなければならない。
- 2 審査会は、審査対象議員に第3条の規定に違反すると認められる事実があるときは、前項に規定する報告において、次に掲げる措置のうち、議会が講じるべき措置について意見を附さなければならない。

- (1) 戒告
- (2) 陳謝の勧告

- (3) 議会内の役職辞任の勧告
- (4) 一定期間の出席自粛の勧告
- (5) 議員辞職の勧告
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める措置

3 第1項に規定する報告は、第6条第1項の規定により審査会が付託を受けた日から60日以内に行うよう努めなければならない。

4 審査会は、議長への結果の報告をもって解散する。

(審査結果の議長からの報告及び通知)

第12条 議長は、前条第1項の規定により審査会から審査の結果の報告を受けたときは、速やかに審査の結果を議会運営委員会等に報告するとともに、審査請求者及び審査対象議員に対して通知しなければならない。

(審査請求の棄却)

第13条 議長は、審査会から棄却すべき旨の報告を受けたときは、当該審査請求を棄却する。

(陳述書の提出)

第14条 審査対象議員は、第12条に規定する通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し陳述書を提出することができる。

2 陳述書の提出は、審査の結果の通知を受けた日から2週間以内に行わなければならぬ。

(審査対象議員に対する措置)

第15条 議長は、審査会から第11条第2項に規定する意見が付された報告を受けたときは、前条第1項に規定する陳述書の内容を勘案したうえで、当該報告を尊重して措置の内容を決定して、議会運営委員会に報告し、審査対象議員に対して速やかにその措置を講じなければならない。

(審査結果等の公表)

第16条 議長は、審査の結果を公表しなければならない。この場合において、第14条第1項に規定する陳述書が提出されたときは、陳述書の全部又は一部を合わせて公表するものとする。

(守秘義務)

第17条 委員は、審査請求に係る事案の審査において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(留意事項)

第18条 この条例の運用に際しては、正当な政治活動を抑制することのないよう留意しなければならない。

(条例の見直し)

第19条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必

要があると認めたときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第5条に規定する審査請求は、施行日以降に行われた議員の行為について適用する。

甲賀市議会会議規則（逐条説明）一般質問・代表質問について

（一般質問）

第62条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

〔一般質問〕

法上の規定はないが、議会本来の監視作用として規則に定められたもので、市の権限内の行政（一般事務）全般にわたり、執行機関に対し事務の執行状況又は将来の方針等について説明及び報告を求め、若しくは所信を質すことをいう。

《運用》

項目	一般質問	代表質問	委員会代表質問
①実施時期	毎定例会とし、その期日は議会運営委員会で決定する。	3月定例会及び市長選挙後初めて開催される定例会とし、その期日は議会運営委員会で決定する。 (議運決定 H23.6.14)	6月、9月、12月定例会の一般質問の前とし、その期日は議会運営委員会で決定する。 通告がない場合は、委員会代表質問が無いものとみなし、一つの委員会でも通告があれば実施する。
②通告書の受付	通告期限は、前定例会会期中の議会運営委員会を経て、議長が定めた期間とする。 締め切りは開会1日前の正午までとし、ファックス、電子メール、郵送等での提出は認めない。 原則本人が持参することとし、同会派の議員による代理提出は認めない。ただし、提出につ	市長の施政方針に対する質問は、代表質問により行うこととし、質問をしようとする者は、施政方針がおこなわれた日の翌々日の午後5時までに質問の要旨を詳細に記載し、通告書を提出する。 ファックス、電子メール、郵送等での提出は認めない。	一般質問に準じる。

	<p>き、特殊な事情等がある場合には、議長判断により代理議員が提出することができる。（議運決定 R1.9.13）</p> <p>令和5年9月定例会から一般質問の通告受付を電子送信でも可とするについて試行中（甲賀市議会グループウェア（サイボウズ）のメッセージに通告書P D Fデータを添付し、全事務局職員あてに執務時間内に送信する。）。（議運決定 R5.6.5）</p> <p>受付開始日の執務時間前に複数来られた場合についてはくじにより順序を決定する。</p> <p>最終の順序は、受付期限の正午までに事務局に入室した順とする。（議運決定 H27.6.15）</p> <p>質問事項の重複を確認するため、受付開始時点から、提出された質問項目を順次議会事務局内及びタブレットに掲示する。（議運決定 H26.6.17）</p> <p>通告書提出後の質問事項の追加は認めない。（但し、通告書を全て取り下げた上で新たな質問事項を追加して再提出す</p>	
--	--	--

	<p>ことは可能である。したがって、再提出時の通告順となる。) (議運決定 H30.2.20)</p> <p>質問事項（タイトル）はできるだけ簡潔に分かりやすくすること、サブタイトルを付けるのは基本的に避けること、議員の思いはタイトルではなく質問の中で表現すること。(議運決定 R4.6.7)</p> <p>通告者が欠席した場合、会議規則第51条第4項に基づき通告の効力が失われる。(議運決定 R4.8.30)</p>		
③通告方法	<p>質問の要旨を詳細に記載し、議長宛に通告するものとする。</p> <p>通告書の質問事項は、標題（大項目）のみを簡略に記載する。(議運決定 H29.11.29)</p> <p>質問内容に疑義のあるときは定例会初日に開催される議会運営委員会に諮る。</p> <p>(議運決定 H27.11.30)</p>	<p>質問の要旨を詳細に記載し、議長宛に通告するものとする。</p> <p>通告書の質問事項は、標題（大項目）のみを簡略に記載する。(議運決定 H29.11.29)</p>	一般質問に準じる。
④質問時間	<p>1議員あたり30分以内（答弁を除く）とする。</p>	<p>会派ごとに、次により算出した時間以内の発言時間とする。</p> <p>30分 + 3分 × 会派に所属する議員数（答弁は含まない）</p>	<p>1委員会あたり30分以内（答弁を除く）とする。</p>

⑤携帯品	<p>規則に定める携帯品の持ち込みは事前に議長の許可を得る。</p> <p>公の問題を議論する議場においては、室内で用いるべきでないものや、使い方によっては凶器となりうるようなものを着用・携帯してはならないとされていることから、質問の説明にはパネル等のほか電子パネルを用いることとする。ただし、議長が特に認めた場合はこの限りでない。（規則 152）</p> <p>（議運決定 H27.3.11、H27.5.13、H29.8.17「電子パネル」）</p> <p>※ 議場における電子パネルの利用について（P304）</p>	
⑥質問事項の公開時期	<p>報道機関等への公表は、本会議初日に開催される議会運営委員会終了後とする。</p>	<p>報道機関へは、通告締切日翌日午後 5 時以降に質問一覧表を配布する。</p> <p>（議運決定 H27.3.11）</p>
⑦答弁者の指定	<p>質問の相手方は、市長、教育長、行政委員会の長、監査委員、副市長、担当部長とする。</p> <p>質問順に答弁を行う。 (一括質問・一括答弁方式を選択した場合を除く)</p>	<p>質問の相手方は、市長、教育長、行政委員会の長、監査委員、副市長、担当部長とする。</p> <p>一括質問・一括答弁方式の答弁は質問内容の順序にかかわらず、市長から行い、分割方式は質問順に答弁を行う。</p>
⑧質問要旨		<p>要望、お礼等、質問以外の発言は行わない。</p> <p>質問内容に関する詳細の聞き取りは、直接執行部から行う。</p> <p>配布用質問一覧には質問事項の欄に記載された事項を記載する。</p> <p>重複する質問内容については、会派において調整する。</p>
⑨質問順位	通告順とする。「②通告書の受付」参照	
⑩質問場所・方法	<p>一括質問・一括答弁方式、分割方式又は一問一答方式の選択制とし、質問方法は通告書に記載する。質問項目ごとに質問方式（分割・一問一答）を選択できる。（議運決定 H28.2.2）</p>	<p>一括質問・一括答弁方式、分割方式の選択制とする。</p> <p>一括質問・一括答弁方式は再々質問まで可能とする。最初の質問は議員席側演台にて、再質問以降は自席にて行う。答弁</p>

<p>議員は全て議員席側演台に登壇し、発言する。</p> <p>一括質問・一括答弁方式は代表質問の方法による（再々質問まで可能）。但し、質問は全て議員席側演台で行う。</p> <p>分割方式は質問回数に制限を設けうこととし、大項目ごとにそれぞれ一括質問・一括答弁方式で行う。</p> <p>一問一答方式は通告書に記載されている最小単位ごとに質問、答弁を繰り返す方法で行う。</p> <p>分割方式、一問一答方式ともに大項目ごとの初回の答弁者1名のみが登壇し、その他の答弁はすべて自席で行う（議運決定 H31.4.25、H28.8.23）</p> <p>一問一答の再質問は一問一答方式で、分割の再質問は分割（一括して質問）方式とする。（議運決定 R1.8.27）</p> <p>答弁者へ通告が無い場合であっても、関連があれば議長の判断により再質問できる。質問者は答弁者に配慮し再質問する。（議運決定 R1.8.27）</p> <p>再質問は答弁の内容に</p>	<p>は、最初の答弁者（市長）のみ登壇にて、以降の答弁者は自席にて行う。（議運決定 H31.4.25）</p> <p>分割方式は一般質問の方法による。</p> <p>答弁者へ通告が無い場合であっても、関連があれば議長の判断により再質問できる。質問者は答弁者に配慮し再質問する。（議運決定 R1.8.27）</p>
---	--

	対してすること、明らかな追加質問は控えること。 (議運決定 R4.9.12)		
⑪関連質問	関連質問は認めない。	2名以内の関連質問者を認める。関連質問者は通告書に氏名のみ記載する。関連質問者がある場合、一括質問・一括答弁方式は代表者の再質問まで可能とし、関連質問者はそれぞれ再々質問まで可能とする。分割方式は代表者及び関連質問者の質問回数に制限を設けない。	代表質問に準じる。
⑫一般質問の可否		代表質問を行った者は、同会期中に一般質問を行わない。ただし関連質問者は可能とする。	委員会代表質問を行った者の同会期中の一般質問は妨げない。また、関連質問者も可能とする。
⑬答弁書配付		質問終了後、質問者に第1回目の答弁書を配付するため、執行部は質問のあった日の翌々日の午後5時までに議会事務局へ届けることとしている。	
⑭録音の提供		議会で録音している本会議の録音データを議会から執行部に提供する。 (議運決定 H29.2.24) 中継録画配信までに議員が必要とするときは、録音データを提供する。 (議運決定 H29.2.24)	

※代表質問 分割方式の選択制追加 (議運決定 R2.2.12)

※委員会代表質問追加 基条13② (令和2年9月定例会一部改正)

※一般質問要旨（小項目）の共有のため、執行部が作成した「要旨整理表」を一般質問初日に配布（アップロード）する。（議運決定 H31.2.13）

正副議長選挙に係る所信表明会実施要領

1. 所信表明会の目的

議長選挙及び副議長選挙を実施するにあたり、甲賀市議会基本条例第3条の規定を踏まえ、議長又は副議長を志す者が全員協議会の場で、議会運営に係る所信及び抱負を表明することで、公平かつ公正で透明な議会運営を確保し、もって活力ある市政の発展に貢献することを目的として開催するものとする。

2. 所信表明会の開催日程等の決定及び通知

開催手続き、日程その他所信表明会の実施に関する事項については、会派代表者会議で協議決定するものとする。

実施に関する事項が決定されたときは、議長（改選後の初議会にあっては議会事務局長）は、その旨を全議員に通知するものとする。

3. 所信表明申出の手続

（1）申出書の提出

所信表明をしようとする者は、提出期日内に所信表明申出書（様式

1）を議会事務局長に提出しなければならない。

なお、申出に推薦人は不要とする。

（2）提出期限

改選後の初議会にあっては、議長選挙、副議長選挙を行う日の午前8時30分から午前8時45分までとする。議長、副議長の辞職による場合にあっては、辞職許可後の休憩宣告後から概ね5分間とし、議会事務局長から提出期限を全議員にその都度通知するものとする。

（3）申出の撤回

所信表明の申出を撤回しようとする者は、所信表明申出撤回書（様式2）を所信表明会の開催までに、議会事務局長に提出しなければならない。

（4）重複申出

議長選挙及び副議長選挙の所信表明を重複して申し出ることはできない。

4. 所信表明会の運営

（1）日程

改選後の初議会にあっては、開会前に、議長、副議長の辞職による場合にあっては、辞職許可の後に行う。

（2）進行

所信表明会の進行は、議会事務局長が行う。

1

（3）所信表明の順序の決定

①所信表明の申出順に、所信表明者本人が、くじを引くことにより決定する。

②くじ引きは、改選後の初議会にあっては、所信表明開催日の午前8時50分に、議長、

副議長の辞職による場合にあっては、それぞれ所信表明申出書提出期限後直ちに、正副議長室で行う。

(4) 所信表明の場所及び持ち時間

所信表明会は、議場において行う。

所信表明の持ち時間は、1人3分以内とし、残時間は議場入口側モニタに表示する。この際3分を経過した時点でベルにより打ち切る。

(5) 所信表明に対する賛意表明等

所信表明に対しては、何人も拍手その他の方法により賛意を表し、又は、やじその他の方法により反意を表してはならない。

(6) 所信表明の権利喪失

所信表明の順位が到来した場合において、当該所信表明をしようとする者が会場にいなきときは、所信表明の権利を失う。

(7) 所信表明に対する質疑

所信表明に対する質疑は、行わない。

(8) 所信表明会の公開

所信表明会は、原則公開とし、あいコムこうかのCATV及びインターネットでのライブ配信を行う

(9) 傍聴

所信表明会の傍聴は、原則認める。ただし甲賀市議会傍聴規則第3条運用に基づき定員は50名とし、同規則第4条から第10条を準用（ただし「議長」を「議会事務局長」に読み替える。）する。

5. 地方自治法等との関係

所信表明会の開催は、本会議における議長選挙又は副議長選挙の被選挙人を法的に限定するものではない。このため、所信表明者以外の議員に対する投票も当然に有効である。

6. 協議

この要領に定めるもののほか、所信表明会の開催に関し必要な事項は、会派代表者会議において協議決定するものとする。

付 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年10月6日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年11月6日から施行する。

甲賀市議会オンライン委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、甲賀市議会委員会条例（平成16年甲賀市条例第187号。以下「委員会条例」という。）第15条の2第1項に規定するオンラインによる方法で開催する委員会（以下「オンライン委員会」という。）の運営に関し、委員会条例及び甲賀市議会会議規則（平成16年甲賀市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 オンライン委員会として開くことができる事由は、次に掲げるとおりとする。

（1） 社会活動に重大な影響を及ぼすと考えられるような自然災害又は大規模火災が発生し、若しくは発生が予想され、委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるとき。

（2） 重大な感染症のまん延により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるとき。

(委員長の参集等)

第3条 委員長は、オンライン委員会を開催する場合は、円滑な議事運営を確保する観点から招集場所に参集するものとする。

2 委員長がオンライン委員会の開催を決定した場合、議会事務局は、その旨をあらかじめ議長に連絡した上で、当該委員会の委員に対し連絡するものとする。

3 オンライン委員会を開催する場合において、委員長がオンラインによる方法で会議に出席するときは、委員会条例第12条の規定にかかわらず、委員長は、委員長の職務の全部又は一部を副委員長その他の委員に行わせることができる。

(オンライン委員会への出席等)

第4条 オンライン委員会に出席しようとする委員、会議規則第117条第3項の規定によりオンライン委員会に出席しようとする委員でない議員、会議規則第142条第3項の規定によりオンライン委員会に出席しようとする紹介議員、委員会条例第25条第3項の規定によりオンライン委員会に出席しようとする公述人又は委員会条例第29条第3項の規定によりオンライン委員会に出席しようとする参考人は、委員会開催日の前日（当該前日が甲賀市の休日を定める条例（平成16年甲賀市条例第2号）第1条第1項に規定する甲賀市の休日（以下「休日」という。）に当たるときはその前日）の正午までに、委員会へのオンライン出席届出書（様式第1号）により委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情があると委員長が認めたときは、期限後に遅滞なく届け出なければならない。

(本人確認)

第5条 委員長は、オンライン委員会を開会及び休憩後再開する直前に、オンライン委

員等（委員会条例第15条の2第2項の規定に基づきオンライン委員会への出席の届出をした委員（以下「オンライン委員」という。）、オンライン委員会への出席の届出をした委員でない議員、オンライン委員会への出席の届出をした紹介議員、オンライン委員会への出席届出をした公述人及びオンライン委員会への出席届出をした参考人をいう。以下同じ。）が本人であるかを確認しなければならない。

(開催宣言等)

第6条 委員長は、オンライン委員会の冒頭において、オンライン委員の氏名及び当該委員会が定足数を満たしている旨を宣告するものとする。

2 オンライン委員会開催中に、通信環境の悪化等により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることが困難となったオンライン委員等は、途中退席したものとみなす。

3 前項の規定により途中退席したとみなされたオンライン委員等が、通信環境の復旧等により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることが可能となった場合は、復席したものとみなす。

4 第2項の規定によりオンライン委員が途中退席したとみなされたことによりオンライン委員会の定足数を満たさなくなった場合は、委員長は、当該オンライン委員会を休憩し、当該途中退席したとみなされたオンライン出席委員に対し、オンラインの復旧を促すものとする。

(オンライン委員会における表決の方法等)

第7条 会議規則第131条第1項の場合において、オンライン委員がいる場合は、委員長は、問題を可とする者に挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 会議規則第137条の規定により簡易表決を行う場合は、委員長は問題について異議の有無を諮る。

3 委員長は、通信障害等により、オンライン委員の表決が映像により確認できない場合であって、通信の状況等を確認してもなおオンライン委員の表決が確認できないときは、当該オンライン委員が棄権したものとみなすことができる。

(オンライン委員会における互選)

第8条 オンライン委員会開催時の委員会における選挙は、指名推選の方法で行う場合のみ行うことができる。

(委員長の責務)

第9条 委員長は、オンライン委員会の開催に当たっては、情報セキュリティ対策を適切に講じるとともに、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認及び自由な意思表明の確保に十分配慮しなければならない。

2 委員長は、オンライン委員の質疑等の発言の際、通信環境の悪化等により質疑等が始まられないとき又は続行できない状態となったときは、他の委員に質疑等を行わせることとし、その後、オンライン委員の通信環境が改善されたときは、オンライン委員に改めて

質疑等を行わせる等、適宜対処するものとする。

(オンライン委員等の責務)

第10条 オンライン委員等は、オンライン委員会を開催する会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、委員会開会中及び短時間の休憩の際は常に映像及び音声の送受信によりオンライン委員会を開催する会議室の状態を認識しながら通話することができるようになるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 議会事務局から貸与されているタブレットを使用し、アプリケーションは議会事務局から提供されたものを使用する。ただし、タブレットの故障等で通信環境が確保できない場合は、オンライン委員等が所有するパソコン等を使用することができるものとする。

(2) オンライン委員会に参加する場所は、原則として、当該委員の自宅又は事務所等とすること。

(3) オンライン委員等がオンライン委員会に参加する場所に当該オンライン出席委員以外の者を入れないこと。

(4) 委員会に関係しない映像又は音声が入り込まないようにすること。

(5) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

2 オンライン委員等は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局との間で映像及び音声が支障なく送受信できていることを確認するものとする。

3 オンライン委員等は、第1項の責務を果たすために、イヤホン、マイク、ヘッドセット等を使用することができるものとする。

4 オンライン委員等は、委員会を退席するとき及び委員会の休憩（短時間の休憩を除く。）のときは、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じなければならない。

(除斥の取扱い)

第11条 委員長は、委員会条例第18条の規定により除斥の対象となる者が、オンラインによる方法で委員会に参加している場合は、その除斥に係る議事の際、当該オンライン委員の映像及び音声の送受信を停止するものとする。ただし、オンライン委員が同条ただし書の規定による発言を行うときは、この限りでない。

(執行機関の取扱い)

第12条 委員会条例第21条第1項の規定により出席を求められた者が出席できないときは、代理人が出席することを基本とする。ただし、やむを得ない事情により代理人による出席が困難なときは、同条第2項の規定によりオンラインによる方法で出席できるものとする。

(委員会での配付資料)

第13条 オンライン委員等がオンライン委員会において、資料を配付しようとするときは、委員会開催日の前日（休日に当たるときはその前日）の正午までに議会事務局にその資料を提出しなければならない。ただし、資料配付の可否については、委員会に諮った

上で決定する。

(必要な機器の設置等)

第14条 委員長その他の委員会の開催場所にいる者がオンライン委員等を確認できるよう委員会室にモニター等を設置するとともに、オンライン委員等から委員会の模様が確認できるよう委員会室にウェブカメラ等を設置し撮影する。

2 議会事務局は、オンライン委員会の開催のため、パソコンその他必要な機器を使用する。

(会議録)

第15条 オンライン委員会の会議録の作成に当たっては、オンライン委員等の氏名の記載の下に「オンライン」と付記するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、オンライン委員会の運営に関し必要な事項は、議会運営委員会において決定する。

附則

この要綱は、令和7年6月27日から施行する。

議会構成に関する基礎資料

(令和7年4月1日現在)

1 議員定数

条例定数	24名
現員数	24名

2 任期

令和3年11月1日から令和7年10月31日まで

3 会派別議員数

凜風会	9人
自由民主党誠翔会	6人
公明党	3人
日本共産党甲賀市議員団	3人
会派に所属しない議員	3人

4 議員年齢構成

年代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	平均年齢
人数	0	2	3	3	10	6	60

5 期数別及び男女構成

期数	1期	2期	3期	4期	5期	6期	計
人数	11	4	4	2	2	1	24
内訳	男性	10	2	4	2	—	20
	女性	1	2	—	—	1	4

6 議員報酬等

議長	450,000円	市長	867,000円
副議長	390,000円	副市長	722,000円
議員	350,000円	教育長	674,000円

7. 委員会構成及び所管事項

委員会名	委員		所管事項
	定数	実数	
議会運営委員会	8	8	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の運営に関する事項 ・議会の会議規則、委員会条例等に関する事項 ・議長の諮問に関する事項
総務常任委員会	8	8	<ul style="list-style-type: none"> ・総合政策部、総務部、会計管理者、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員及び議会に関する事項 ・他の常任委員会の所管に属さない事項
厚生文教常任委員会	8	8	<ul style="list-style-type: none"> ・市民環境部（環境衛生、環境保全及び廃棄物処理に関する事項並びに新エネルギー及び再生可能エネルギーの推進に関する事項を除く。）、健康福祉部、こども政策部及び教育委員会に関する事項
産業建設常任委員会	8	7	<ul style="list-style-type: none"> ・産業経済部、建設部、上下水道部、農業委員会及び市民環境部（環境衛生、環境保全及び廃棄物処理に関する事項並びに新エネルギー及び再生可能エネルギーの推進に関する事項に限る。）に関する事項
予算決算常任委員会	24	23	<ul style="list-style-type: none"> ・予算及び決算に関する事項
議会改革推進特別委員会	5	5	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例の検証、議会改革の推進に向けた調査研究

7 協議、調整の場

会議名	委員		付託事項
	定数	実数	
広報広聴委員会		23	<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報紙の編集及び発行並びに議会広聴活動に関する協議

8. 発言

区分	通告受付	実施時期	発言順序	質問の制限	発言時間
代表質問	施政方針が行われた日の翌々日の午後5時まで	3月定例会及び市長選挙後の定例会 期日は議会運営委員会で決定	通告順	分割方式を除いて原則3回まで(ただし、関連質問の通告がない場合)	30分+(3分×会派所属議員数) (答弁時間は含まない)
委員会代表質問	議会運営委員会開催の3日後の正午まで	6月、9月、12月定例会 期日は議会運営委員会で決定	通告順	分割方式を除いて原則3回まで(ただし、関連質問の通告がない場合)	30分以内(答弁時間は含まない)
一般質問	議会運営委員会開催の3日後の正午まで	毎定例会 期日は議会運営委員会で決定	通告順	一問一答・分割方式を除いて、原則3回まで	30分以内(答弁時間は含まない)

9. 議会事務局の体制

職員数 7人（うち会計年度任用職員1人）

事務局長 — 議事課長 — 課長補佐兼総務係長 — 総務係（1人）
——— 議事調査係長———議事調査係（1人）

	主　な　業　務
総務係	ア 議長秘書に関すること イ 議員名簿の作成及び保存に関すること ウ 文書の収受、発送及び保管に関すること エ 公印の保管に関すること オ 議員の出欠に関すること カ 議員報酬及び費用弁償に関すること キ 議会費の予算、決算及び経理に関すること ク 儀式及び交際に関すること ケ 慶弔に関すること コ 議会の傍聴に関すること サ 議場、委員会室の管理に関すること シ 議会図書室に関すること ス 議長会に関すること セ 市議会議員共済会に関すること ソ 行政視察の受入れに関すること タ 職員の任免、給与、賞罰及び身分に関すること チ 職員に服務、規律、厚生に関すること ツ 政務活動費に関すること テ その他所管に属さないこと
議事調査係	ア 議事日程及び諸般の報告に関すること イ 議案の受理並びに意見書、決議案及び議決事項の処理に関すること ウ 請願、陳情等の受理及び処理に関すること エ 本会議の議事に関すること オ 議会における選挙に関すること カ 会議録の調製及び保管に関すること キ 議会映像配信及び会議録検索システムに関すること ク 委員会に関すること ケ 公聴会に関すること コ 条例、規則及び議会関係諸規程の制定並びに改廃に関すること サ 各種調査及び議案審議に必要な資料の収集に関すること シ 統計資料の作成に関すること ス 議会広報に関すること セ その他議会の議事又は調査に関すること

「議会白書」発行にあたつて

議会は、市民から直接選ばれた議員による市の意思決定機関であり、市民の意思を代弁する責務と、行政事務執行に対する監視機能及び立法機能の責務を負っている。

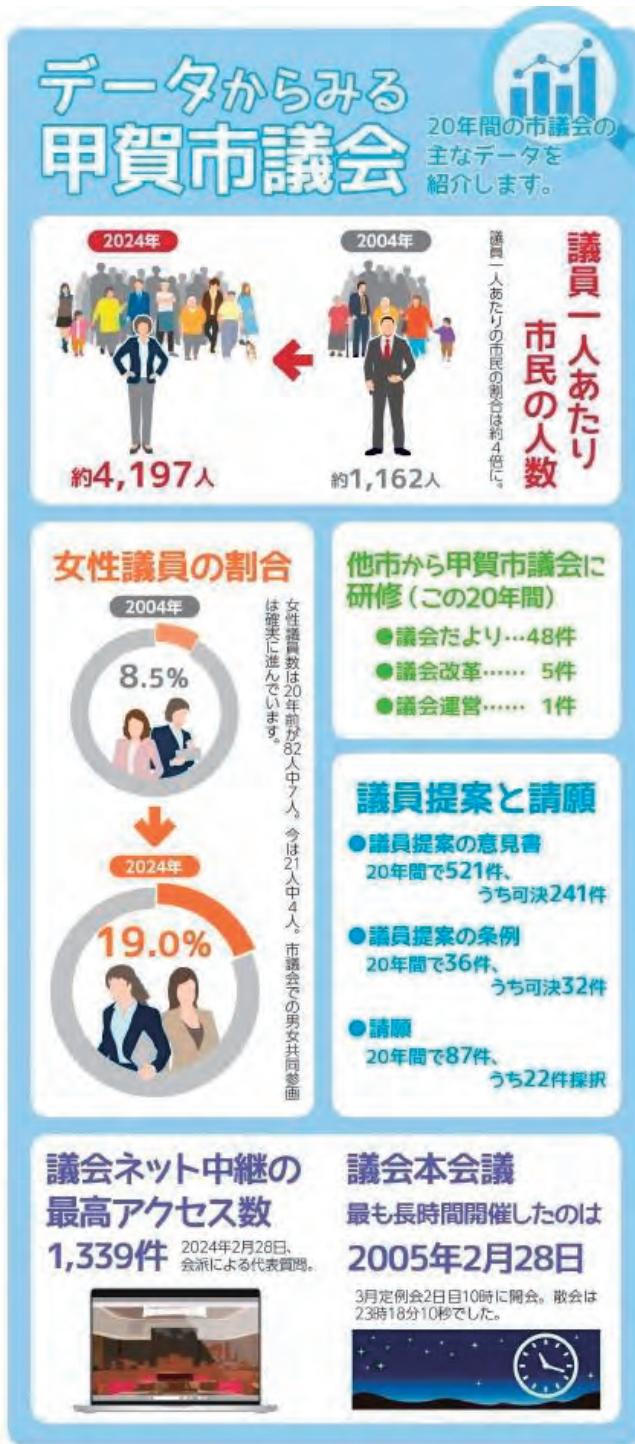
地方分権の進展とともに自治体の自主的な決定と責任範囲の拡大により、市民の代表機關として議会の役割はますます大きくなっています。2013(平成25)年に制定

した「甲賀市議会基本条例」の前文のことばです。

こうした立場に立って、より開かれた議会として、議員活動・議会活動を行っているか、甲賀市議会誕生から20年を迎えて、あらためて議会基本条例を全面的に検証する取組の中で、20年のあゆみと議会改革に関する取組を「白書」としてまとめようということになりました。

この取組の途上に、当時議会改革推進特別委員会の委員長であった林田久充議員が急逝されました。心よりご冥福をお祈り申し上げるとともに、「議会白書」が完成したことをご報告申し上げたいと思います。

(議会改革推進特別委員会
委員長 山岡光広)



甲賀市議会20年のあゆみと議会改革に関する議会白書

■編集・発行 甲賀市議会/議会改革推進特別委員会

委員長 山岡光広 副委員長 橋本恒典
委員 戎脇浩 木村眞雄 福井進